

## 市民カレンダー広告掲載要領

平成26年8月18日 企画部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、沼津市が発行する市民カレンダー（以下「市民カレンダー」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載枠の位置等)

第2条 広告を掲載する枠の位置は、市民カレンダーの各月日付欄の下段とし、各月2枠とする。ただし、広告の配置は市が指定するものとする。

(広告掲載枠の規格)

第3条 広告の規格は、1枠につき縦3.0センチメートル、横13.4センチメートルとする。

(広告の掲載料金)

第4条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠当たり50,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 市民カレンダーに広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、市が指定する期間内に、市民カレンダー広告掲載申込書（第1号様式）に広告の原案及び必要書類を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、沼津市広告掲載要綱（平成19年3月28日市長決裁）及び沼津市広告掲載基準（平成19年4月1日施行）（以下「要綱等」という。）の規定に基づき広告の掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、広告の掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者に対し、市民カレンダー広告掲載申込結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により、掲載を決定した広告掲載希望者の申込み枠数が、掲載枠の総数を超えた場合は、抽選により決定する。

(掲載料金の納付)

第7条 前条に規定する広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、市が指定した期日までに、第4条に規定する掲載料金を掲載枠数に応じて一括納付するものとする。

（広告主の責任）

第8条 広告主は、広告の掲載内容について責任を負い、速やかに苦情等の解決に当たらなければならない。この場合において、発生した損害等については、広告主において解決するものとする。

（掲載決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 広告の内容が要綱等に該当しないと認められたとき。
- (2) 広告主が第7条の規定による掲載料金の納付をしないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、広告掲載の決定を取り消したときは、市民カレンダー広告掲載取消通知書（第3号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第10条 広告主は、広告掲載を取り下げるときは、書面により市が指定した期日までに、市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げたときは、納付済みの掲載料金は返還しない。

（裁判管轄）

第11条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、沼津市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（疑義等の決定）

第12条 この要領に疑義があるとき、又は、この要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。